福井市技能功労者表彰に係る個人情報取扱いに関する

承諾書兼誓約書兼同意書

私は、福井市技能功労者表彰を受賞する際には、氏名、年齢、職種、現住所（町丁目まで）、勤務先、職種、経歴・技能・実績内容並びに顔写真について公表及び第三者（報道機関）に提供することを承諾します。

また、福井市技能功労者表彰要綱に掲げる技能功労者の表彰基準のすべてを満たしていること及び福井市表彰規則に規定する欠格条項のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、表彰の審査に必要な住民票、刑罰等調書の取得を市が調査することに同意します。

令和　　　年　　　月　　　日

福井市長　あて

住　　所

フ リ ガ ナ

氏　　名

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

　　　　　　　　　　　　　 生年月日　　　　　　年　　　月　　　日

* 公表媒体…広報ふくい、福井市ホームページ、

パネル展（市民ホール、ＡＯＳＳＡ、ショッピングセンター等展示）

* 裏面に「福井市技能功労者表彰要綱（抜粋）」及び「福井市表彰規則（抜粋）」を記載しています。

福井市技能功労者表彰要綱（抜粋）

 （技能功労者の表彰基準）

第２条 技能功労者は、別表に定める職に従事している者で、技能功労者の決定を受けようとする年の１１月１日現在において、次に掲げる基準のすべてを満たしているものとする。

 (1) 福井市に住所を有している者であること。

 (2) 年齢が満４５歳以上の者であること。

 (3) 同一の職業に２０年以上従事している者で、福井市内で５年以上就業している者であること。

 (4) 他の技能者の模範となるような優れた技能を有し、後継者育成に貢献したことにより、技能の継承及び本市の産業発展に寄与したと認められる者であること。

 (5) 当該技能に関し、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

　　ア 叙勲又は褒章を受けたことのある者（受章予定者を含む）

　　イ 厚生労働大臣表彰（卓越した技能者表彰に限る。）を受けたことのある者（受賞予定者を含む。）

ウ 知事表彰（優秀技能者表彰及び伝統的工芸優秀継承者知事表彰に限る。）を受けたことのある者（受賞予定者を含む。）

福井市表彰規則（抜粋）

 （欠落条項）

第３条 市長は、表彰を受けるべきものが次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰しないものとする。

(1) 本人又はその関係する法人等が、刑事事件に関して、現に起訴されている場合又は刑に処せられた場合（刑が消滅した場合を除く。）

(2) その他表彰することが適当でないと認められる場合